

【質問・回答】

| 質問内容 | 回答 |
|---|---|
| <p>現在設置中のフェンスの撤去は事業者と市のどちらが負担しますか。また、既存のフェンスやカーブミラーの破損があるようですが、修繕はどちらが負担しますか。</p> | <p>全て事業者の負担となります。また、本市では既存のフェンス等の修繕は予定しておりません。</p> |
| <p>貸付地内に自動販売機を設置することは可能でしょうか。</p> | <p>設置は可能ですが、別途申請が必要です。</p> |
| <p>月極利用者を募ることは可能でしょうか。</p> | <p>可能です。</p> |
| <p>・契約期間終了後の更新可否について、期間満了後、公共の用に供する予定はありますか。その場合、事業者の更新希望に係わらず更新は不可になるのでしょうか。 ・期間満了後の更新期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（最初の期間を通算すると9年10か月）でしょうか。 ・事業者の設備設置工事ができるのは6月1日からでしょうか。</p> | <p>・該当土地は都市計画道路川崎町田線の事業用地ですが、着手時期は未定です。貸付期間満了後、本市が支障なしと判断した場合に限り、1回のみ更新（期間：5年間）することができます。 ・更新期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（最初の期間を通算すると9年10か月）になります。 ・事業者の設備設置工事の開始可能時期は6月1日からとなります。</p> |
| <p>募集要項のP7 18 隣接区域部分 ・「②624.66㎡」は「①639・84㎡」の誤記でしょうか。 ・②及び③の区域を車の転回の際の車路として利用する場合でも占用料は必要となりますか。 ・②の区域の入り口の位置を変更しない場合、占用料の別途納付が必要でしょうか。 ・②③の区域についての測量図を開示してください。</p> | <p>・正しくは②639.84㎡（道路区域部分）です。訂正してお詫びいたします。ホームページ掲載の募集要項は修正しました。 ・本入札において一部使用のみの申請はできませんので、希望する場合は全域の使用を申請してください。 ・測量図が必要な場合は登記所の測量図等を確認してください。</p> |
| <p>現地の路盤状況はどのようになっているのでしょうか。また、入札前の実地調査を行うことは可能でしょうか。</p> | <p>舗装構物等は不明です。また、実地調査については別途協議が必要になります。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>現在、既に使用中のようですが、使用終了後は、どの程度原状復旧されますか。また、現状予見できない物件の瑕疵が入札後に現借受者の責に帰する事由等で発生した場合の危険負担及び復旧費用も、令和2年6月1日以降の事業者負担でしょうか。</p> | <p>現借受者は現状変更を行っていません。また、現借受者の責により、瑕疵等が生じた場合は、原則現借受人の負担となります。</p> |
| <p>当該物件の前面道路境界との間に勾配がありますが、これら勾配に埋設物等がありますか。市で把握している場合は内容の開示をお願いします。</p> | <p>道路局所有の水道管等はありません。</p> |
| <p>①の区域の北側は民地でしょうか。事業を実施する場合、当該区域と①の境界を明示する何らかの設備の設置が必要でしょうか。</p> | <p>①の区域の北側は本市所有ではありません。事業を実施する場合、当該区域と①の境界を明示する設備の設置については必ずしも必要ではありませんが、境界から越境しないように配慮をお願い致します。</p> |
| <p>①の区域の北側に引込柱とみられる電柱がありますが、当該電源は事業者側の名義変更等で利用可能でしょうか。</p> | <p>当該電柱は利用できません。</p> |